

消防行政の連携・協力に関する協定書

瀬戸市（以下「甲」という。）と尾張旭市（以下「乙」という。）は、次のとおり消防行政の連携・協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が有する人的・財政的な資源を有効活用し、甲及び乙の消防力を確保・充実するため、甲及び乙が保有する消防事務の性質に応じて、その事務の一部について柔軟に連携・協力するため必要な事項を定めるものとする。

（連携・協力事項）

第2条 この協定に基づき連携・協力する、消防行政に係る事務及び当該事務を行うための必要な事項については、別に定める。

（経費の負担）

第3条 この協定を実施するために要した経費の負担方法については、別に定める。

（情報交換）

第4条 この協定に基づく連携・協力を円滑に実施するため、甲及び乙の消防長は、消防力の現況その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（委任）

第5条 第2条及び第3条に規定する事項、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙双方の消防長が協議して別に定めるものとする。

（施行）

第6条 この協定は、平成30年10月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保管する。

平成30年9月28日

甲 瀬戸市
瀬戸市長

伊藤 保 徳

乙 尾張旭市
尾張旭市長

水野 義 則